

5 月定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月21日（火）午前10時～10時35分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 2階 第1・2講習室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会 長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委 員 内山 信行、江本 政彦、河崎 貫一郎、縄田 加奈江、
正司 浩幸、村田 信男、磯部 恵子、河村 守浩、
関谷 利彦、原野 英雄、野村 文雄、富永 茂巳、
阿部 利男、岡田 保子、壹岐 浩二
・・・（17人）
4. 欠席委員 大草 知子（1人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の審査について
議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について
議案第7号 令和5年度最適化活動の点検・評価について

第3 報告事項
報告第1号 農地所有適格法人報告書について
報告第2号 営農型発電設備下部農地の生産状況報告について
報告第3号 県営万倉西奥地区農業競争力強化基盤整備事業の計画変更について
6. 事務局 藤原局長、石川局長補佐、高瀬係長

議 長： 定刻となりましたので、5月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は17人です。
欠席は1名となっています。大草委員からは事前に連絡をいただいています。
本日の議事は、議案第1号から第7号までの付議事項41件及び報告事項3件となります。
本日の議事日程ですが、議案第6号について宇部市農業振興課から担当者の出席がありますことから、最初に議案第6号から御審議をお願いします。
以上で報告を終わります。

議 長： 本日の委員18人中17人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。

東岐波地区の正司委員、厚東地区の河村委員にお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは、これより議事に入ります。
ただ今、事務局から報告がありましたとおり、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 議案書は別紙となります。本件について、事前質問はありませんでした。内容については、議案書に記載のとおりです。農業振興地域整備計画変更の必要が生じた場合、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会の意見を聴くものとされていることによるものです。
具体的な内容の説明は、宇部市農業振興課にお願いしたいと思います。
以上です。

議 長： それでは、補足の説明等、発言を許可しますので、農業振興課からお願いします。初めに職名と氏名を述べてから、説明をお願いします。

農業振興課： 農業振興課主幹の富田宜孝（とみたよしとか）と申します。
隣にいますのが農業振興課主務主任の平山加代子（ひらやまかよこ）です。
本件について、富田から説明します。
議案書別冊の議案第6号の2ページをお開きください。
農業振興地域整備計画の変更について概要を表にしたものです。
初めに番号1 ●●●●です。
申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●で地目は田、面積は971㎡です。
事業実施者は、申請地の北側隣接地にある●●●●●の宗教法人です。
変更後の用途は参拝用の駐車場とするものです。
次に議案書3ページは位置図です。
申請地は、宇部市吉部ふれあいセンターから北に約200mに位置します。
次に4ページをお開きください。付近見取図です。
申請地の団地規模は約20ヘクタールとなります。
周辺の状況は、北側は市道宮の馬場藤ヶ瀬線、東側は宅地、西側は道路を挟んで農地、南側は道路を挟んで雑種地と農地となっています。
5ページは分間図、6ページは事業計画書、7ページは土地利用計画図です。
事業実施者は宗教法人であり、敷地内に駐車場がありますが、神事が執り行われる際は常に駐車場が不足している状況です。また、本堂裏にあった駐車場が土砂崩れにより利用できなくなったため、この度参拝者用の駐車場28台分とするものです。
申請地を選択した理由としては、参拝される方にとって本堂に最も近く最適であること、事業計画の規模に適した面積であることとされています。
8ページは工事の工程表です。
工事の工程については、着工は許可後、工事の完了は5か月後の予定です。
9ページが現状の写真です。
10ページは被害防除計画書です。
計画では、盛土は0.2mから1.0m。ブロック積擁壁設置後、整地を行う。
建屋の建設はなく汚水の発生はなし。
雨水は自然流下により道路側溝にとされています。
申請地は、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の対象農地ではありません。楠北土地改良区および山口県農業協同組合からはそれぞれ「意

次に番号２ ●●●です。２ページにお戻りください。

申請地は●●●●●●●●●●他２筆で地目は全て田、面積は３筆計５，９６．９㎡です。

事業実施者は、申請地の南に住所を有する個人です。

変更後の用途は植林（クヌギ５００本程度）とするものです。

議案書１１ページは位置図です。

申請地は、宇部市吉部ふれあいセンターから北西に約３，２００ｍに位置します。

次に１２ページをお開きください。付近見取図です。

申請地の団地規模は約１．５ヘクタールとなります。

周辺の状況は、北側、東側、西側はいずれも山林、南側は農地となっています。

１３ページは分間図で、１４ページは事業計画書、１５ページは土地利用計画図です。

事業実施者は農業を営んでいますが、高齢で、耕作条件の悪い農地の耕作が困難となっています。

また、申請地は稲作をするには水がなく、長年不作付の状況のため、この度植林（クヌギ５００本程度）を行うものです。

なお、他の所有農地は子供の協力のもと耕作を続けるとのことです。

また、申請地は山林に囲まれ、南側も申請人所有の農地につき影響はないとされています。

１６ページは工事の工程表です。

工事の工程については、着工は許可後、苗の注文後２年以内に植林作業を行う予定です。

１７ページが現状の写真です。

１８ページは被害防除計画書です。

計画では、造成、整地はありません。建屋の建設はなく汚水の発生はなし。

雨水は自然流下、自然浸透とされています。なお、雨水の放流先に農業用排水路に丸が付いていますが、誤りですので丸の削除をお願いします。

申請地は、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の対象農地ではありません。山口県農業協同組合からは「意見無し」旨の意見書が提出されています。

議長： はい。ありがとうございます。
本件について、質問や意見等ございますか。

議長：では採決に入ります。議案第6号の農業振興地域整備計画の変更について、意見なしで承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長： 全員賛成でございますので、議案第6号の業振興地域整備計画の変更については、当委員会としては意見なしとします。農業振興課の富田さん、平山さん、ありがとうございました。終わりますので退室をお願いします。

(農業振興課退出 10:13)

議 長： 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 議案書は1ページの東岐波地区の議案、4番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 東岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 東岐波地区よろしいですか

正司委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、4番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事 務 局： 議案書は3ページの旧市地区の議案、5番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 旧市地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区よろしいですか

内山委員： はい。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、5番は、許可します。
次に、厚南地区の審査となりますが、委員に関する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、縄田委員の退席を求めます。

(縄田委員退出 10:16)

事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 議案書は5ページ、7ページの厚南地区の議案、6番、7番について説明します。訂正表にありますとおり、5ページ、7ページの従事者に訂正があります。

2件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 厚南地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚南地区よろしいですか

河崎委員： 問題ありません。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、6番、7番は、許可します。
縄田委員、席にお戻りください。

(縄田委員入室 10:18)

事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は9ページの二俣瀬地区の議案、8番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 二俣瀬地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 二俣瀬地区よろしいですか

原野委員： 申請者は現在、善和で果樹栽培をされており、本件も同様に果樹栽培をしたいという事ですので問題ないと思います。

議 長： 果樹とは何を植えられるのですか。

原野委員： 柑橘類と栗を栽培されたいという事です。

議 長： イノシシの餌になることが懸念されますね。

原野委員： 対策をされると思います。

議 長： 栗を植えるとイノシシが良く来ますので、対策が必要と思われます。

関谷委員： 地区会長と話した中で、●●●●は●●●を営まれているため、「スクラップ置場になってしまうことが怖いですね。」との話が出ましたので、今後の利用について確認を宜しくお願いします。

議 長： 違法転用がないように注意は必要ですので、よろしくお願いします。

原野委員： 今後の営農状況を見ていきたいと思います。

議 長： はい。ありがとうございます。
では採決に入ります。二俣瀬地区の１件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、８番は、許可します。
次に、議案第２号、農地法第４条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は１１ページの西岐波地区の議案、１番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 西岐波地区の１件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 西岐波地区よろしいですか

村田委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の１件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、１番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は１３ページの旧市地区の議案、２番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 旧市地区の１件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区よろしいですか

内山委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の１件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、2 番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事 務 局： 議案書は15ページの厚南地区の議案、3 番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 厚南地区の1 件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚南地区よろしいですか

河崎委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の1 件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、3 番は、許可します。
次に、議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 議案書は17ページから24ページの東岐波地区の議案、9 番から12 番まで3 件あります。なお、11 番は譲受人が事業の実施は困難と判断したことから取下げとなっています。3 件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 東岐波地区の3 件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 東岐波地区よろしいですか

正司委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の3 件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、9 番から12 番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は25ページから30ページまでの西岐波地区の議案、13番から15番まで3件あります。3件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 西岐波地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 西岐波地区よろしいですか

村田委員： はい。問題ありません。

議長： 採決に入ります。西岐波地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、13番から15番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は31ページから36ページまでの旧市地区の議案、16番から18番まで3件あります。3件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 旧市地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 旧市地区よろしいですか

内山委員： はい。問題ありません。

議長： 採決に入ります。旧市地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、16番から18番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は37ページから44ページまでの厚南地区の議案、19番から22番まで4件あります。4件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 厚南地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 厚南地区よろしいですか

河崎委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の４件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、１９番から２２番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は４５ページ、４７ページの楠地区の議案、２３番、２４番について説明します。２件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議 長： 楠地区の２件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 楠地区よろしいですか

壹岐委員： はい。

議 長： 採決に入ります。楠地区の２件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、２３番、２４番は、許可します。
次に、議案第４号、非農地証明申請について、一括して上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は４９ページから７８ページの議案、９番から２３番までの１５件です。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第５号、農用地利用集積計画（案）の審査について、上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は７９ページから９２ページまでです。本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
東岐波、厚南、厚東、二俣瀬、小野、万倉、吉部の委員さん、
よろしいでしょうか。

(各地区委員異議なし)

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり決定します。
次に、議案第7号、令和5年度最適化活動の点検・評価について、上程しま
す。事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 議案書は、別紙となります。
これは、国の通知に基づき、令和5年度の農業委員会及び各委員の最適化活動
の実施状況並びに目標の達成状況について点検・評価するものです。
以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： それでは採決します。
承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。
付議事項は終わりました。
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 総会報告事案は3件あります。順に説明いたします。
報告第1号、議案書は93ページ、94ページです。市内に事業所を有する農
地所有適格法人から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写
しと確認結果です。
次に報告第2号、議案書は95ページです。市内に事業所を有する法人から営
農型太陽光に関するガイドラインに基づき営農型発電設備の下部の農地における
農作物の生産に係る状況報告があり、その写しです。
最後に報告第3号、議案書は96ページです。県営万倉西奥地区の土地改良事
業の計画変更に伴い、県より当該土地改良事業への参加申出の有無の証明提出依
頼があり、その写しです。
以上です。

議 長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程等について連絡)

議 長 : 全ての議事が終わりました。
これを持ちまして、5月定例総会を閉会します。

(終了時間 10 : 35)